事　務　連　絡
令和７年４月１８日

共同生活援助事業所管理者　殿

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

障害者グループホームにおける「地域連携推進会議」の説明動画の配信について

日頃より東京都の障害福祉行政への御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、令和７年度から、障害者グループホームの運営事業所において、地域の関係者を含む外部の目を入れた地域連携推進会議（以下、「会議」という。）の開催及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれ概ね年１回以上）が義務付けられました。

東京都は、各事業所において会議を円滑に実施していただくため、下記のとおり、説明用の動画を作成いたしました。

つきましては、事業所の管理者やサービス管理責任者等の職員の皆様方に動画を視聴していただき、会議運営の参考としていただきますようお願いいたします。

記

１　動画内容

「地域連携推進会議」について

２　配信日・媒体・視聴時間

令和７年４月中旬から　　YouTube　15 分程度

３　視聴方法

以下の配信動画 URL からアクセスいただき、視聴してください。

https://youtu.be/d4TulpKtUWY

４　その他

別添「共同生活援助（グループホーム）における地域連携推進会議」についても送付しますので、動画の視聴とあわせ、参考にしていただきますようお願いいたします。

（参考）地域連携推進会議の手引き（厚生労働省）は以下のＵＲＬからご覧いただけます。

https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-006

（担当）東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当　03-5320-4151（直通）

共同生活援助（グループホーム）における

地域連携推進会議について



東京都福祉局

2025年3月

地域連携推進会議について

令和６年４月、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、共同生活援助（グループホーム）において、各事業所で地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれおおむね年1回以上）が義務付けられました。（令和６年度は努力義務、令和７年度以降は義務化）

（基準省令）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第２１０条の７第２項

本資料は、グループホームを運営する事業者が地域連携推進会議と事業所見学を円滑に実施するため、会議の設置から実施までの基本的な手順等のほか、事業所見学のポイントについて記載しています。

動画を視聴するとともに、会議開催に向けた資料としてお役立ていただくようお願いいたします。

地域連携推進会議について 動画URL　https://youtu.be/d4TulpKtUWY

会議の目的・内容・効果

目的

- 利用者と地域との関係づくり
- 地域の方への施設等や利用者に関する理解の促進
- サービスの透明性・質の確保
- 利用者の権利擁護

内容

○会議の開催
・構成員との情報共有・意見交換

○構成員の施設訪問
・職員や利用者との関係づくり
・事業所の環境や事業運営の確認

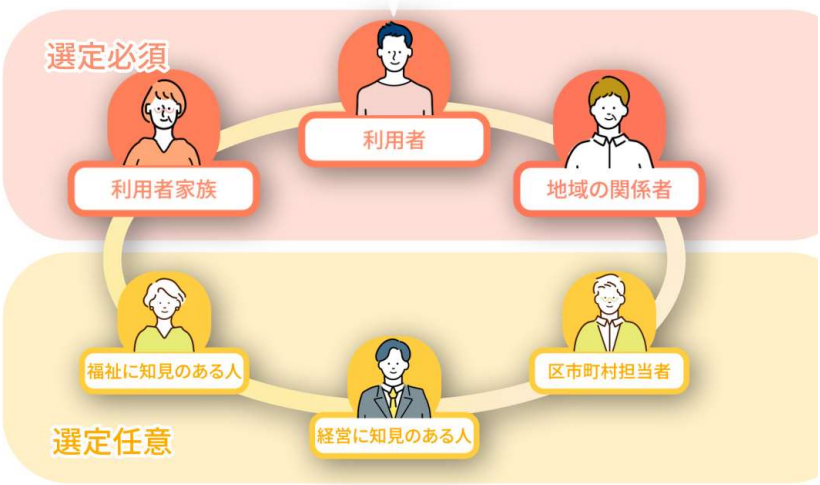
※会議・施設訪問は、それぞれおおむね１年に１回以上開催する

効果

○利用者
・質の高い支援が受けられる

○事業所
・地域で運営がしやすくなる

会議の構成員（地域連携推進員）



会議の構成員（地域連携推進員）

- **利用者・家族**　：
 - 意思表示ができない利用者の場合には、成年後見人や家族に代理してもらう等の工夫が必要。また、代理人だけでなく利用者本人にも会議に参加いただくなど、できる限りご本人の意思を丁寧に汲み取りながら会議を運営することが望ましい。
 - 構成員に選出する家族は、会議に参加する利用者とは別の利用者の家族であることが望ましい。
 - 利用者や家族が参加しない場合、成年後見人など、利用者や家族の代弁者となり得る方に参加を依頼する。
- **地域の関係者**　：町内会などの地域団体の方、民生委員、学校関係者など
- **福祉に知見のある人**：福祉サービス事業所等で支援に携わっている方など
- **経営に知見のある人**：障害福祉や介護保険サービス事業の経営に携わっている方など
- **区市町村担当者**　：グループホーム事業所が所在する区市町村の担当者

利用者・家族の参加について

- **会議への参加の意向を確認し、地域との関係作りを望まない利用者や家族を無理に会議に参加させることはできません。**
- **また、会議の構成員が事業所見学をする際には、利用者と顔を合わせないよう配慮してください。**

構成員の任期

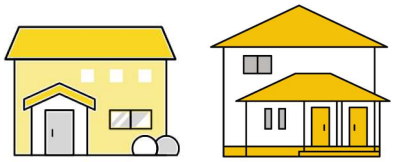
- **構成員の任期は事業者ごとに定めてください。**

構成員の就任依頼・承諾

- **外部の方に就任を依頼する際は、「地域連携推進会議参加依頼文」を活用し、承諾後「地域連携推進会議参加承諾書」を提出してもらうようにしてください。**

会議開催の流れ

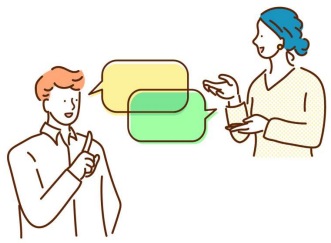
1 会議の日程調整・場所の確保



公民館など　　事業所

・会議開催の1か月前までに決めることが望ましい。
・構成員が欠席する場合は、事前に会議資料を送付し、意見や要望等を聴取することが望ましい。
・開催場所の確保が難しい場合、公民館や外部の会議室等を利用することも可能。

2 会議の議題検討・資料作成・実施



・《会議議題の例》を参考に、施設の理解や地域との連携に関することなど、事業所ごとに必要な議題を設定。
・記載内容から個人が特定されないよう、個人情報には細心の注意が必要。
・会議終了後に個人情報が記載された資料を回収するなどの配慮を行う。

会議議題例

施設の理解や地域と連携

・障害理解や苦情等の共有
・地域行事のご案内
・障害についてのレクチャー

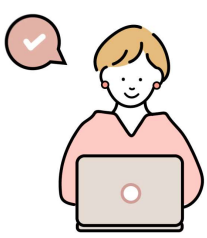
利用者の権利擁護

・事故や虐待、ヒヤリハットの報告
・利用者の声の情報共有
・支援者の様子

事業所やサービスの透明性・質の確保

・利用者の日常生活の様子
・施設の運営状況の報告
・BCP（業務継続計画）の策定状況

3 議事録の作成・公表



・会議終了後は議事録を作成し、５年間保存する。
・**個人が特定される部分は議事録から削除する。**
・議事録は、ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示などにより公表する。

会議の進行例

1	**開会挨拶**	・事業運営への協力・理解の御礼 ・会議の趣旨の説明（地域と事業所が連携することより、利用者と地域の方との関係づくり、サービスの透明性・質の確保や、利用者の権利擁護を推進すること） ・ご出席の御礼、積極的に意見をいただくことのお願い　など
2	**出席者紹介**	・出席者、欠席者の紹介 （構成員からの自己紹介、２回目以降で構成員に変更がない場合は名簿による事業所からの紹介　など）
3	**会議進行**	・用意した資料に沿って説明 ・議題ごと区切りを設け、構成員からの質問や意見をいただく時間を取る ・会議開催以前に、構成員による施設訪問を実施している場合は、施設訪問をした感想や意見を構成員からいただく
4	**閉会挨拶**	・ご出席への御礼、今後の事業運営への協力のお願い ・次回の会議や施設訪問の予定が決まっていれば、予定の共有 など

施設見学の実施

地域連携推進員は、利用者や職員との関係づくりや事業所の環境や事業運営の確認することを目的におおむね年1回以上、ユニットごとに施設見学を行う。

見学する際の確認ポイント

● 施設の環境
・居室やリビングなどが清潔に保たれているか
・設備が破損していないか
・居住の場として快適な環境となっているか

● 利用者
・衣服が清潔であるか
・表情が生き生きとしているか

● 職員
・利用者を尊重した態度で接しているか
・利用者に対して威圧的な態度や言葉遣いをしていないか

利用者・職員との会話（例）

● 利用者
・居室は過ごしやすいですか？
・生活には満足していますか？
・職員や他の利用者との関係はどうですか？
・これからやってみたいことはありますか？

● 職員
・働きやすい環境ですか？
・職員研修はどのようなことをやっていますか？
・地域で取り組んでみたいことはありますか？
・支援で困っていることはありますか？

地域連携推進委員会議 参加者の声

● グループホーム職員①

顔合わせが苦手という特性をもった方がいる中で、地域の方にどうやってグループホームを知ってもらえる会議を開催するかが課題だと思います。
会議への出席を望まない利用者さんからも事前に意見を聴取するなど、何かしらの形で利用者の声を会議で反映していきたいです。

● グループホーム職員②

全てのグループホームでこのような会議ができたら良いと思った。地域の方、ご家族だけでなく、日中の通所先の方等にも来てもらえたら良いなと思いました。

● グループホーム職員③

近所の方の反応が見られて新鮮でした。もっと地域の方を巻き込んで、障害者福祉のイメージを変えていきたいです。

● 利用者

多くの知らなかったことのお話を聞くことができて、勉強になりました。
地域の人たちが来てくれて、皆さんが施設のことを考えてくれてよかったです。

● 利用者家族

グループホームの色々なお話ができ、また、地域の方のお声も聞けて良かったです。

● 地域の関係者

会議に参加して、より施設が身近になりました。会議は何でも言える場で良いと思う。笑い声が聞こえる施設であってほしいと思いました。

● 福祉に知見のある人

利用者、職員に加え地域の方も構成員として同じ立場で一つの場に参加し、声を聞く場はこれまでなかったと思うし、とても大事だと感じました。

Q&A

No.	Q	A
Q１	意思表示ができない利用者や出席を望まない利用者や家族がいる場合はどのようにしたらよいでしょうか？	利用者や家族の意思を汲み取ってもらえる代理人（成年後見人、関わりのある支援者など）に参加していただくよう依頼してください。
Q２	会議はユニットごとに実施する必要がありますか。	会議は、事業所単位で実施し、見学は、ユニットごとに実施します。
Q３	会議を実施する前に事業所の見学をする必要がありますか。	会議と見学の順番はどちらでも結構です。
Q４	利用者は会議の冒頭から最後まで出席する必要がありますか。	利用者の支援に関わる内容の時だけの出席でも構いません。